

付表 酒税課税額の推移表(国税局分)

品 目 \ 年 度	平26	令元	令4	5	6			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	対26年度比	対令元年度比	対前年度比
						%	%	%
清 酒	63,640	52,263	42,589	38,291	37,269	58.6	71.3	97.3
合 成 清 酒	3,489	2,459	1,947	1,856	1,771	50.8	72.0	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	83,770	74,909	66,202	64,001	62,267	74.3	83.1	97.3
単 式 蒸 留 焼 酎	114,032	101,035	93,566	85,862	85,770	75.2	84.9	99.9
み り ん	2,051	1,975	1,884	1,845	1,857	90.5	94.0	100.7
ビ ー ル	588,652	507,871	431,696	438,493	437,672	74.4	86.2	99.8
果 実 酒	8,508	9,557	10,112	9,657	9,806	115.3	102.6	101.5
甘 味 果 実 酒	731	785	572	874	919	125.7	117.1	105.1
ウ イ ス キ ー	34,612	51,262	51,766	56,604	54,896	158.6	107.1	97.0
ブ ラ ン デ ー	1,857	1,396	1,320	1,228	1,154	62.1	82.7	94.0
発 泡 酒	104,445	79,568	78,637	162,604	253,466	242.7	318.6	155.9
リ キ ュ ー ル	163,394	198,125	228,982	153,664	79,666	48.8	40.2	51.8
ス ピ リ ッ ツ 等	35,976	68,534	81,296	86,754	94,712	263.3	138.2	109.2
そ の 他 の 醸 造 酒 等	43,565	30,727	27,169	14,482	214	0.5	0.7	1.5
合 計	1,248,722	1,180,466	1,117,737	1,116,215	1,116,290	89.4	94.6	100.0

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

4 令和6年度の各品目の税額について、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受ける酒類(措置法の規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の合計税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用した金額である。